

社会福祉法人カリヨン福祉会役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カリヨン福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者であり、原則として週5日以上出勤する者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 前項にかかわらず、評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 役員等で職員としての立場を有する者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の理事及び監事の報酬総額は、年間800万円以内とする。

- 2 常勤役員の報酬月額、別表1に定める範囲とし、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 3 非常勤役員のうち、週1～4日程度出勤する者の報酬月額は、別表1に定める範囲とし、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 4 理事会並びに評議員会への出席に伴う役員等の報酬の額は、会議1回出席につき、10,000円とする。
- 5 監事監査への出席に伴う監事の報酬の額は、1日につき、20,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日（以下「休日等」という。）に該当する場合はその休日等の前日とする。但し、3日間以上にわたって休日等が連続する場合は、その休日等が終了する翌日とする

- 2 非常勤役員、監事並びに評議員の報酬等は、前条第4項及び第5項の事由があった後、すみやかに支払うものとする。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給するものとし、その計算方法は法人給与

規程第17条に基づく支給基準に準ずる。

3 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、法人旅費規程に準じて支給することができる。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃については、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成10年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月17日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成29年12月15日から施行する。（評議員会議決日）
2. この規程の施行に伴い、平成15年5月17日から施行された社会福祉法人カリヨン福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、平成29年12月15日をもってこれを廃止する。

別表1 役員等の報酬月額

職 名	勤務日数（週）	報 酬 月 額
理 事 長 理 事	1日～2日	72,000円 ～ 150,000円
	3日～4日	160,000円 ～ 300,000円
	5日以上	300,000円 ～ 450,000円